

三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画

(第2章：海岸保全施設の整備に関する基本的な事項)

平成27年12月一部変更

(平成15年3月)

愛 知 県

三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画

(第2章：海岸保全施設の整備に関する基本的な事項)

変 更

原案

愛知県の修正案を反映 (赤字)

令和7年〇月一部変更

(平成15年3月)

愛 知 県

## 第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

### 1. 海岸保全施設の整備の考え方

第2章では、沿岸の各地域ごとに海岸において「海岸保全施設」を整備していくに当たっての基本的な事項を定める。なお、第1章で設定した防護・環境・利用に関する事項は施設整備の際に十分配慮されることが前提となるため、海岸管理者としての海岸保全施設の整備の考え方を整理する。

#### 1-1 防護面について

##### 1-1-1 海岸施設の概況（経緯）

愛知県の三河湾・伊勢湾沿岸は、昭和28年の13号台風及び昭和34年の伊勢湾台風で発生した高潮により甚大な被害を受けてきたため、その災害復旧により昭和37年頃までには、ほとんど全ての海岸に堤防や護岸等の海岸施設が築造されている。

しかしながら、それらは50余年を経過し、海岸施設の老朽化、地盤沈下等による機能低下や背後地の利用状況の変化等により、海岸施設の防護機能の回復・向上が必要となっている。

一方、地震・津波については、昭和19年の東南海沖地震以来、大地震は発生していないが、近年、中央防災会議において近い将来に南海トラフを震源域とする地震の発生が指摘されている。

##### 1-1-2 防護目標

海岸は、津波、高潮、波浪による災害から背後の人命や財産を防護する役割を担っている。このため、海岸の防護は、気象、海象、地形等の自然条件及び過去の災害発生の状況を分析し、背後地の人口・資産の集積状況や土地利用の状況等を勘案して、所要の安全を適切に確保する防護水準を定めることとする。三河湾・伊勢湾における防護目標は以下の通りとする。

高潮防護目標：

潮位については、天文潮位としては台風期平均満潮位とし、高潮偏差としては伊勢湾台風規模の偏差を地域毎に整理し、最も影響が大きい（偏差が高い）偏差を用いることとする。

この潮位に50年確率波浪を用い、背後地の状況を踏まえた上で必要となる防護機能を施設整備目標とする

地震・津波防護目標：

南海トラフ沿いで過去に発生した地震モデルとして、内閣府と方針等について相談しながら県が独自に検討した、「宝永地震モデル」、「安政東海・東南海地震モデル」、「昭和東南海・南海地震モデル」、これらの地震を包絡した「5地震重ね合わせモデル」による各津波高を比較し、地域毎に最も影響が大きい（津波高が高い）津波に対し、必要となる防護機能を施設整備目標とする。

## 第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

### 1. 海岸保全施設の整備の考え方

第2章では、沿岸の地域ごとに海岸において「海岸保全施設」を整備していくに当たっての基本的な事項を定める。なお、第1章で設定した防護・環境・利用に関する事項は施設整備の際に十分配慮されることが前提となるため、海岸管理者としての海岸保全施設の整備の考え方を整理する。

#### 1-1 防護面について

##### 1-1-1 海岸施設の概況（経緯）

愛知県の三河湾・伊勢湾沿岸は、昭和28年の13号台風及び昭和34年の伊勢湾台風で発生した高潮により甚大な被害を受けてきたため、その災害復旧により昭和37年頃までには、ほとんど全ての海岸に堤防や護岸等の海岸施設が築造されている。

しかしながら、それらは60余年を経過し、海岸施設の老朽化、地盤沈下等による機能低下や背後地の利用状況の変化等により、海岸施設の防護機能の回復・向上が必要となっている。**さらに、気候変動による台風の強大化や海面上昇に伴う施設高の不足により、施設整備目標の見直しが必要となっている。**

一方、地震・津波については、昭和19年の東南海沖地震以来、大地震は発生していないが、近年、中央防災会議において近い将来に南海トラフを震源域とする地震の発生が指摘されている。**さらに、気候変動による海面上昇に伴い津波水位の上昇が予測されている。**

##### 1-1-2 防護目標

海岸は、津波、高潮、波浪による災害から背後の人命や財産を防護する役割を担っている。このため、海岸の防護は、気象、海象、地形等の自然条件及び過去の災害発生の状況を分析し、背後地の人口・資産の集積状況や土地利用の状況等を勘案して、所要の安全を適切に確保する防護水準を定めることとする。三河湾・伊勢湾における防護目標は以下の通りとする。

高潮防護目標：

潮位については、天文潮位は**朔望平均満潮位に気候変動による海面上昇量を加えたもの**とし、高潮偏差は**伊勢湾台風規模の台風に気候変動による台風中心気圧低下を考慮した**偏差を地域毎に整理し、最も影響が大きい（偏差が高い）偏差を用いることとする。

この潮位に50年確率波浪を用い、背後地の状況を踏まえた上で必要となる防護機能を施設整備目標とする

地震・津波防護目標：

南海トラフ沿いで過去に発生した地震モデルとして、内閣府と方針等について相談しながら県が独自に検討した、「宝永地震モデル」、「安政東海・東南海地震モデル」、「昭和東南海・南海地震モデル」、これらの地震を包絡した「5地震重ね合わせモデル」による各津波高を比較し、地域毎に最も影響が大きい（津波高が高い）津波に対し、必要となる防護機能を施設整備目標とする。

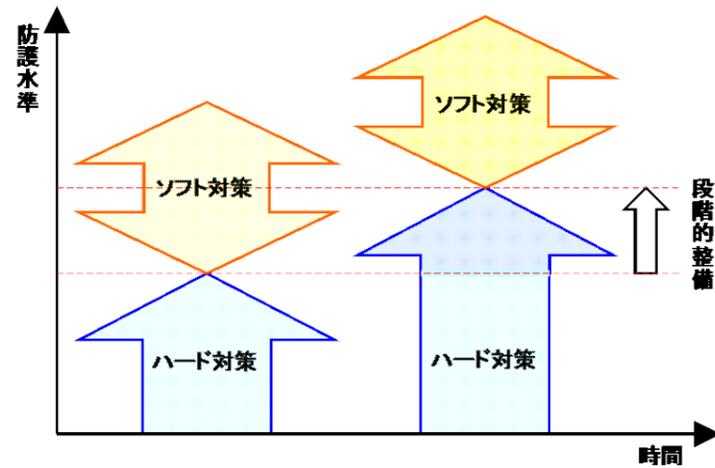
**また、津波高については気候変動に伴う海面上昇を考慮したものとする。**

### 1-1-3 海岸整備の取組み方

海岸保全施設の整備は、施設の状況や背後地の利用状況、環境面への影響等を勘案し、所要の安全を確保するよう計画されるものであるが、施設が整備されるまでに要する時間と経費、その間の新たな技術開発などを踏まえると**段階的な整備目標を設定し効率的な整備**を行うことが必要である。

このような段階的整備の過程においては、海岸保全施設の整備（ハード面）による対策だけでなく、住民参加による避難体制の強化等、地域防災対策（ソフト面）による補完が必要となる。このため、**海岸管理者は、関係機関、沿岸市町村、地域住民との連携を図りながら海岸保全施設の整備に取り組む**こととする。

段階整備のイメージ  
(ハード対策とソフト対策)



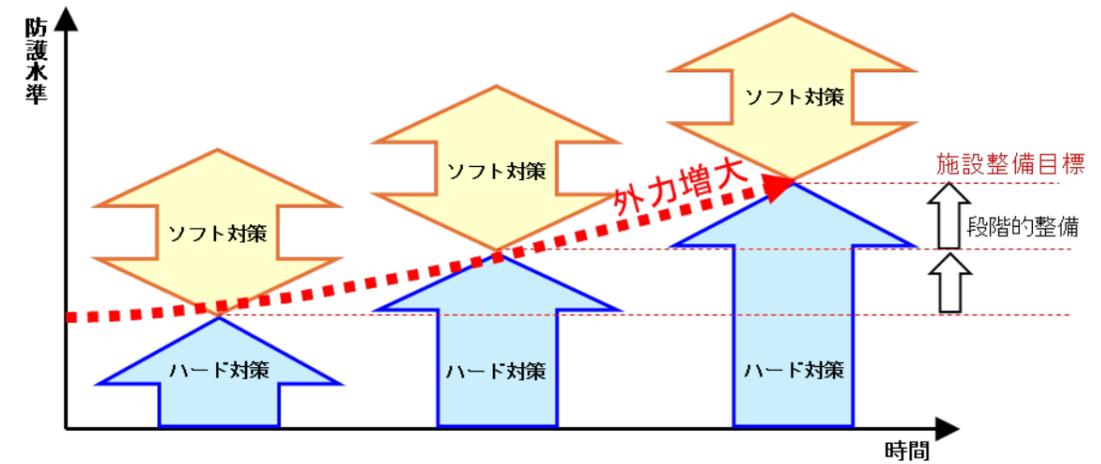
### 1-1-3 海岸整備の取組み方

海岸保全施設の整備は、施設の状況や背後地の利用状況、環境面への影響等を勘案し、所要の安全を確保するよう計画されるものであるが、施設が整備されるまでに要する時間と経費、その間の新たな技術開発などを踏まえると**段階的な整備目標を設定し効率的な整備**を行うことが必要である。

また、気候変動による影響は、将来における施設整備の最終目標とする 2100 年に向けて長期的に変化するため、外力の時系列的な変化を考慮した施設整備目標の設定が必要となる。さらに、施設耐用年数、余裕高、背後地の重要度を考慮して段階的な整備目標を設定し、新たな知見が出てきた段階で随時計画を見直すことが必要である。

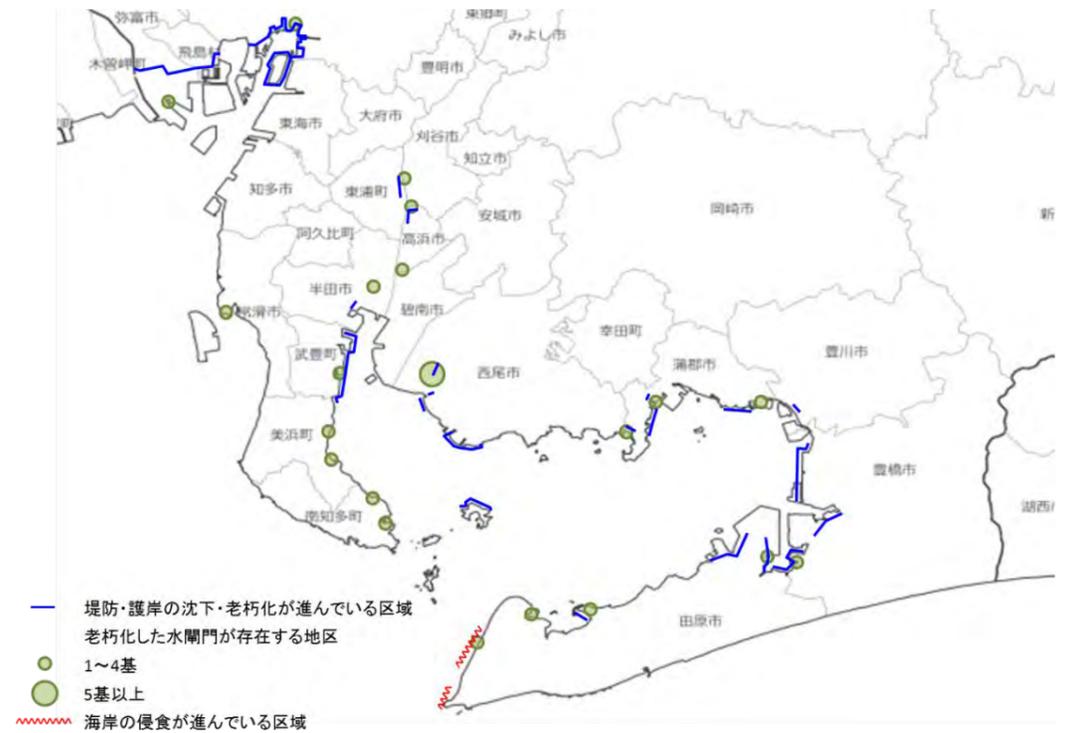
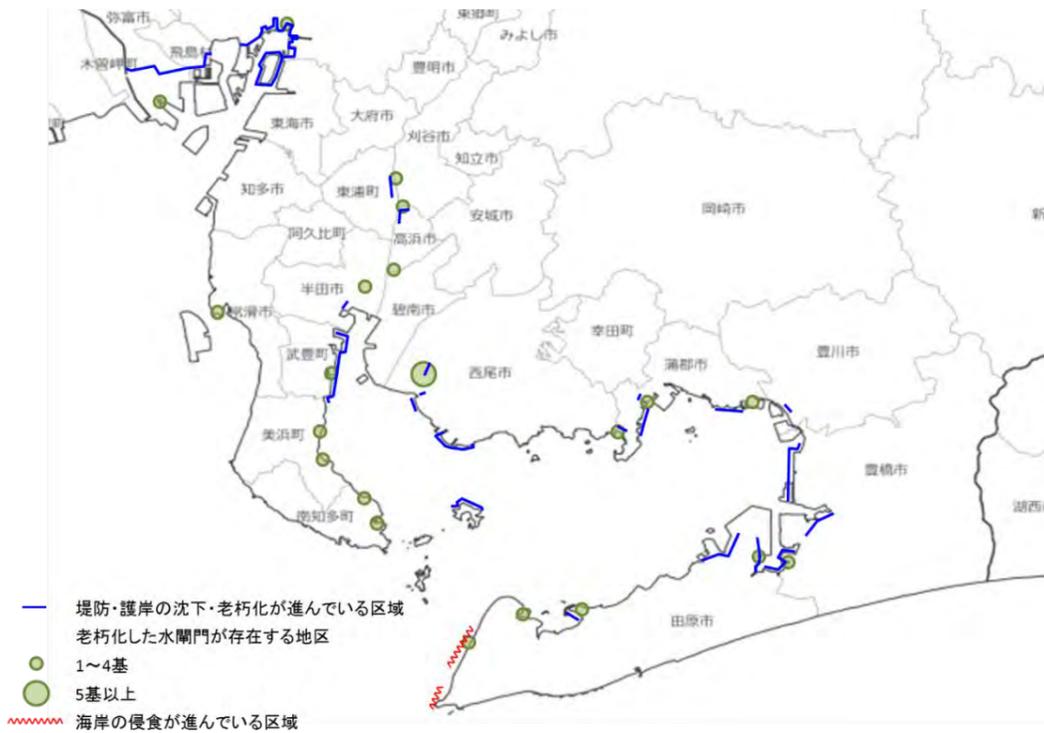
このような段階的整備の過程においては、海岸保全施設の整備（ハード面）による対策だけでなく、住民参加による避難体制の強化等、地域防災対策（ソフト面）による補完が必要となる。このため、**海岸管理者は、関係機関、沿岸市町村、地域住民との連携を図りながら海岸保全施設の整備に取り組む**こととする。

段階的整備のイメージ  
(ハード対策とソフト対策)



1-1-4 海岸施設の状況

1-1-4 海岸施設の状況



施設の沈下・老朽化または海岸の侵食が進んでいる区域

資料： 堤防：平成 24 年 機能点検結果  
 水閘門（水管理・国土保全局、農村振興局海岸）：築後 50 年以上経過した施設  
 （港湾局、水産庁海岸）：平成 26 年 施設点検結果

施設の沈下・老朽化または海岸の侵食が進んでいる区域

資料： 堤防：平成 24 年 機能点検結果  
 水閘門（水管理・国土保全局、農村振興局海岸）：築後 60 年以上経過した施設  
 （港湾局、水産庁海岸）：平成 26 年 施設点検結果

海岸施設の沈下・老朽化は湾内全体にみられ、防護機能の低下を招いている。特に海部郡では地盤沈下による海岸堤防の沈下が進んでいる。

港湾・漁港内には老朽化が進んだ水閘門が多く存在している。また、水管理・国土保全局及び農村振興局海岸についても、築後 50 年以上経過した施設が多く存在し、老朽化の進行が危惧される。

海岸施設の沈下・老朽化は湾内全体にみられ、防護機能の低下を招いている。特に海部郡では地盤沈下による海岸堤防の沈下が進んでいる。

港湾・漁港内には老朽化が進んだ水閘門が多く存在している。また、水管理・国土保全局及び農村振興局海岸についても、築後 60 年以上経過した施設が多く存在し、老朽化の進行が危惧される。

### 1-1-5 海岸保全施設の施設整備

海岸保全施設の整備は、施設の防護機能が不足している箇所において、所要の安全性を確保するために行うものである。

海岸の堤防高は、施設整備目標の津波及び高潮・高波に対応する必要堤防高を比較して、高い方の堤防高を基本に検討することとする。検討にあたっては、越波・浸水の低減効果、海岸の利用・環境・景観及び経済性等を総合的に検討し、河川管理者や港湾及び漁港の管理者等、関係機関と調整した上で、必要な堤防高を確保する。

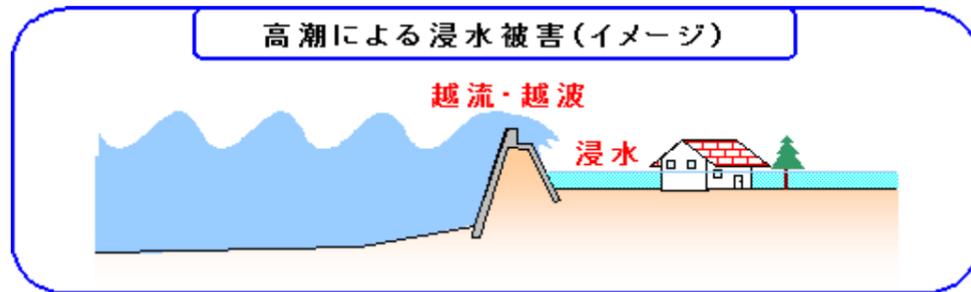
また、海岸保全施設と、その近傍にある防潮堤など海水の侵入による被害を軽減する効果を有する施設と一体的に整備するなど、地域の状況を踏まえた整備となるよう必要に応じて検討を行う。

なお、減災効果を目指し、施設の効果を粘り強く発揮するための構造上の工夫については、主に、堤防の破堤により浸水が生じた場合、浸水域の拡大や浸水の長期化が予測されるゼロメートル地帯を防護する区間及び、地形条件などにより津波高が局所的に卓越すると予測される区間など、現地の状況に応じて必要な対策を実施していく。

#### 高潮対策を行う箇所

施設整備目標の高潮が発生した時に、海水が海岸施設を乗り越え、背後地への浸水被害や海岸施設の安定性への影響が想定される区間を整備する。

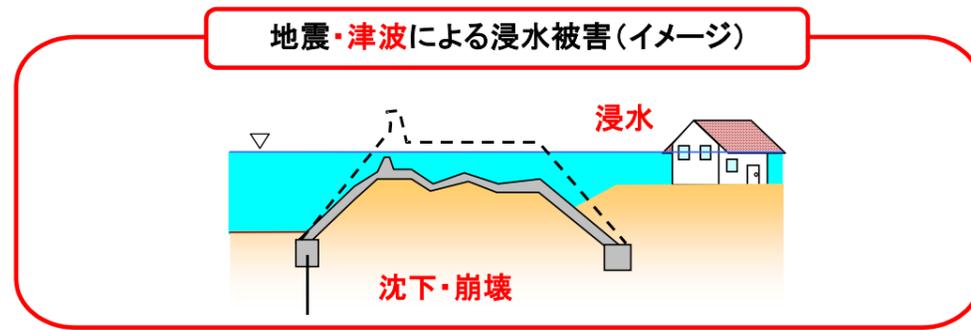
##### 高潮による浸水被害(イメージ)



#### 地震・津波対策を行う箇所

施設整備目標の地震・津波が発生したときに、地盤の液状化や施設の老朽化などにより海岸施設が沈下・崩壊し、背後への浸水被害が想定される区間を整備する。

##### 地震・津波による浸水被害(イメージ)



### 1-1-5 海岸保全施設の施設整備

海岸保全施設の整備は、施設の防護機能が不足している箇所において、所要の安全性を確保するために行うものである。

海岸の堤防高は、施設整備目標の津波及び高潮・高波に対応する必要堤防高を比較して、高い方の堤防高を基本に検討することとする。検討にあたっては、越波・浸水の低減効果、海岸の利用・環境・景観及び経済性等を総合的に検討し、河川管理者や港湾及び漁港の管理者等、関係機関と調整した上で、必要な堤防高を確保する。

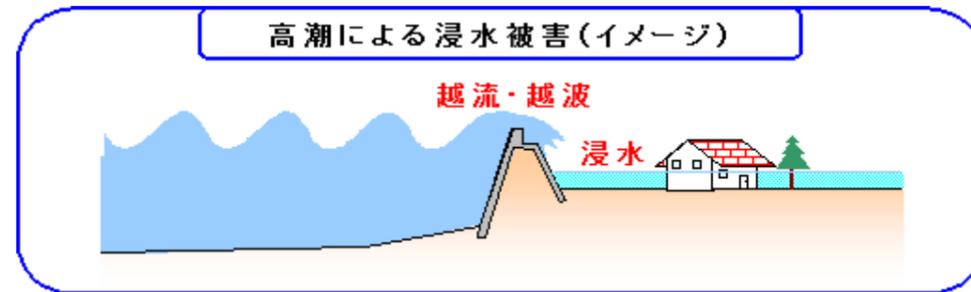
また、海岸保全施設と、その近傍にある防潮堤など海水の侵入による被害を軽減する効果を有する施設と一体的に整備するなど、地域の状況を踏まえた整備となるよう必要に応じて検討を行う。

なお、減災効果を目指し、施設の効果を粘り強く発揮するための構造上の工夫については、主に、堤防の破堤により浸水が生じた場合、浸水域の拡大や浸水の長期化が予測されるゼロメートル地帯を防護する区間及び、地形条件などにより津波高が局所的に卓越すると予測される区間など、現地の状況に応じて必要な対策を実施していく。

#### 高潮対策を行う箇所

施設整備目標の高潮が発生した時に、海水が海岸施設を乗り越え、背後地への浸水被害や海岸施設の安定性への影響が想定される区間を整備する。

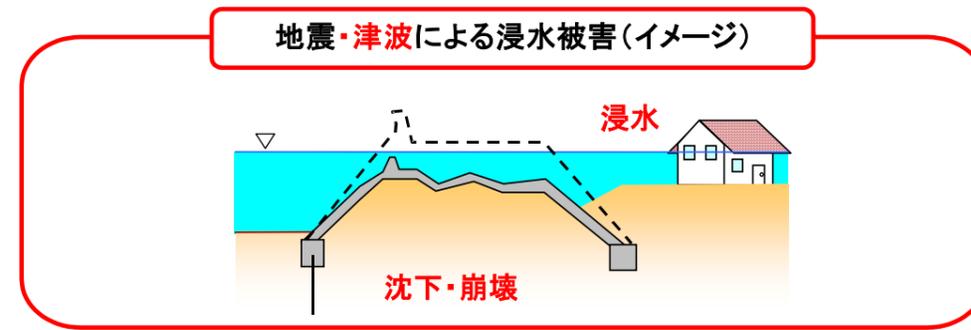
##### 高潮による浸水被害(イメージ)



#### 地震・津波対策を行う箇所

施設整備目標の地震・津波が発生したときに、地盤の液状化や施設の老朽化などにより海岸施設が沈下・崩壊し、背後への浸水被害が想定される区間を整備する。

##### 地震・津波による浸水被害(イメージ)



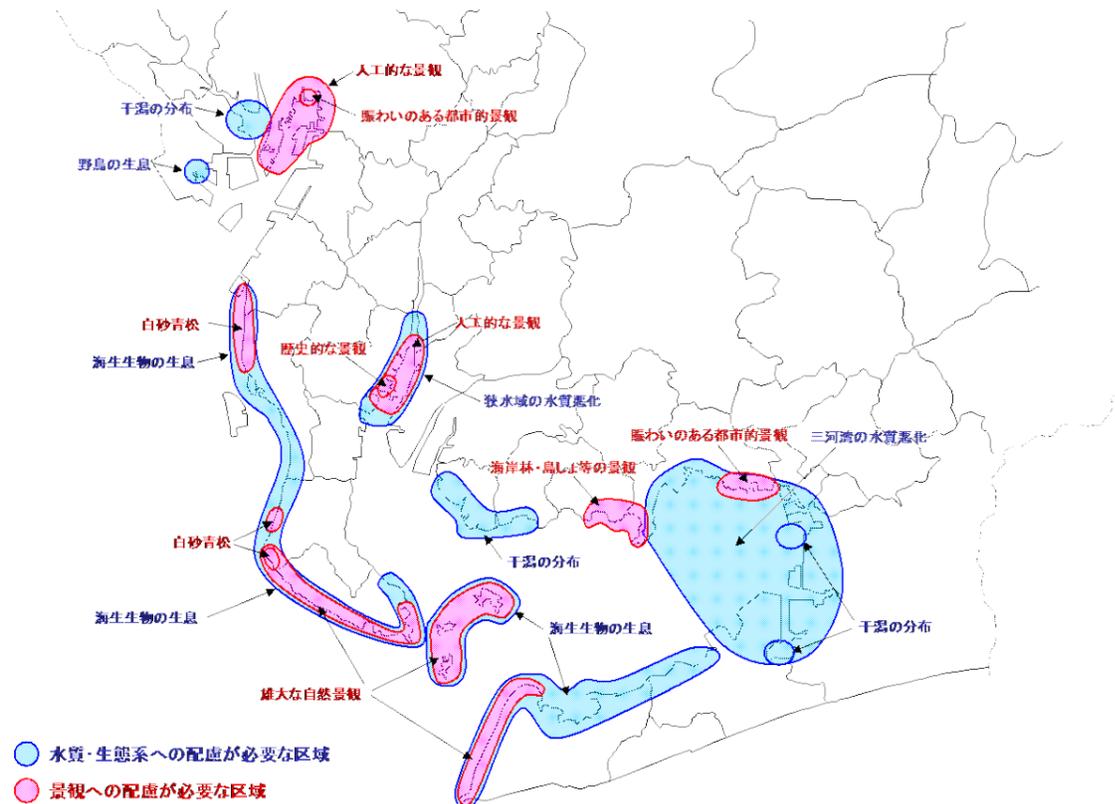
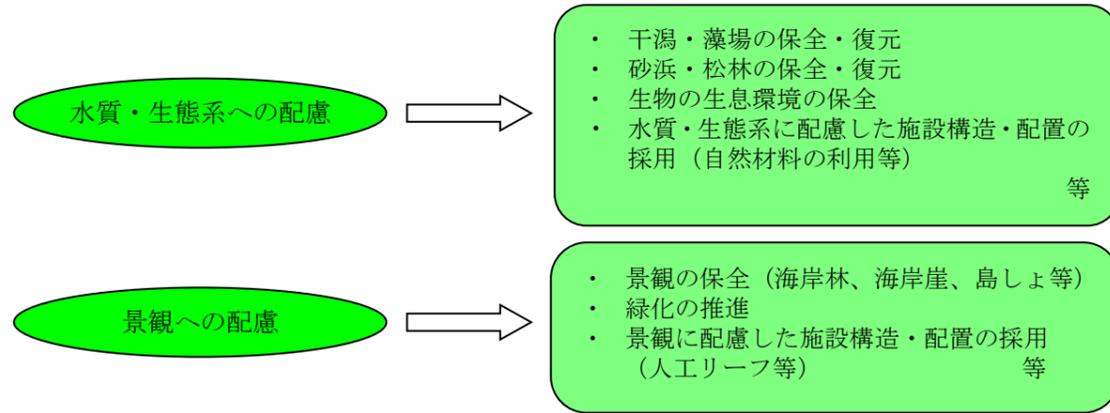
1-2 環境面について

第1章「3-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項」において述べたように、海岸環境を整備・保全すべき地域は、様々な生物が生育・生息する豊かで多様な海辺の自然環境や、名勝や自然公園等の風光明媚な海岸景観等が残っている地域、または海岸環境が著しく悪化している地域である。

当沿岸には、知多半島や渥美半島に代表される三河湾国定公園などの雄大な自然景観と、港湾等の開発により人工的に創られた景観が混在している。

自然が残されている地域には、多種多様な生物が生息し、その自然環境の保全が求められている。一方、近年の水環境の悪化や海岸線の人工改変により、貴重な自然環境が減少しているところでは、砂浜や干潟の復元など新たな自然環境を創出する試みも求められている。

以上のことから、施設整備にあたって環境面からの配慮すべき事項は、「水質・生態系への配慮」、「景観への配慮」とする。



水質・生態系への配慮が必要な区域、景観への配慮が必要な区域

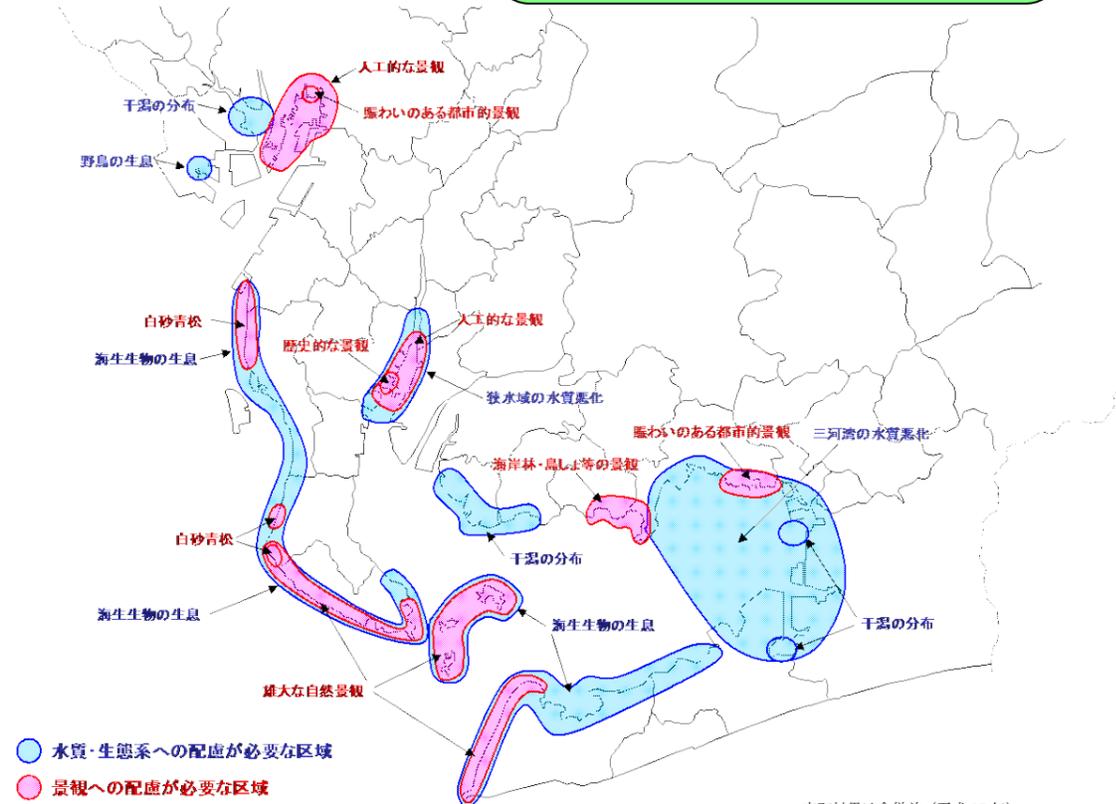
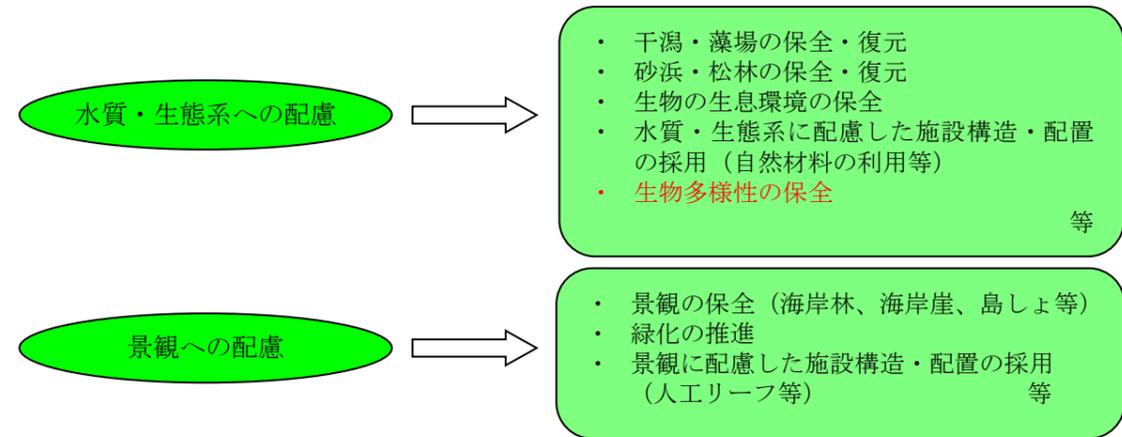
1-2 環境面について

第1章「3-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項」において述べたように、海岸環境を整備・保全すべき地域は、様々な生物が生育・生息する豊かで多様な海辺の自然環境や、名勝や自然公園等の風光明媚な海岸景観等が残っている地域、または海岸環境が著しく悪化している地域である。

当沿岸には、知多半島や渥美半島に代表される三河湾国定公園などの雄大な自然景観と、港湾等の開発により人工的に創られた景観が混在している。

自然が残されている地域には、多種多様な生物が生息し、その自然環境や生物多様性の保全が求められている。一方、近年の水環境の悪化や海岸線の人工改変により、貴重な自然環境が減少しているところでは、砂浜や干潟の復元など新たな自然環境を創出する試みも求められている。また、令和12（2030）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30目標」に則り、保護地域の保全と保護地域以外での生物多様性に資する地域の関係者と海岸管理者が協力し取り組むことが求められる。

以上のことから、施設整備にあたって環境面からの配慮すべき事項は、「水質・生態系への配慮」、「景観への配慮」とする。



水質・生態系への配慮が必要な区域、景観への配慮が必要な区域

市町村界は合併前（平成15年）

1-3 利用面について

第1章「3-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項」において述べたように、海岸の適正な利用を図るべき地域は、海洋性レクリエーション、体験学習、憩い、健康増進の場、さらには地域文化の形成・継承の場等として利用すべき地域や港湾、漁業活動等の社会基盤として利用すべき地域である。

自然環境が残されている地域では、その自然の恵みを享受できる漁業やマリレジャー等が盛んに行われているが、近年において海洋性レクリエーション需要が増大するなど、海岸利用者の多様化、量的増大により様々なサービス施設が求められている。

一方、港湾機能を中心とする多様な産業活動は人々の海への親近感を削いでいるため、水際線へのアクセシビリティを向上させ、賑わいのある都市的空間を創出することが求められている。

また、各地では古くから伝わる歴史的資産や行事などの地域特有の文化も存在している。

以上のことから、施設整備にあたって利用面からの配慮すべき事項は、港湾・漁業活動のほかに、一般的な利用として「親水性・利便性の向上による海岸利用の増進」、「地域文化の継承、自然学習や健康づくりの促進」とする。

1-3 利用面について

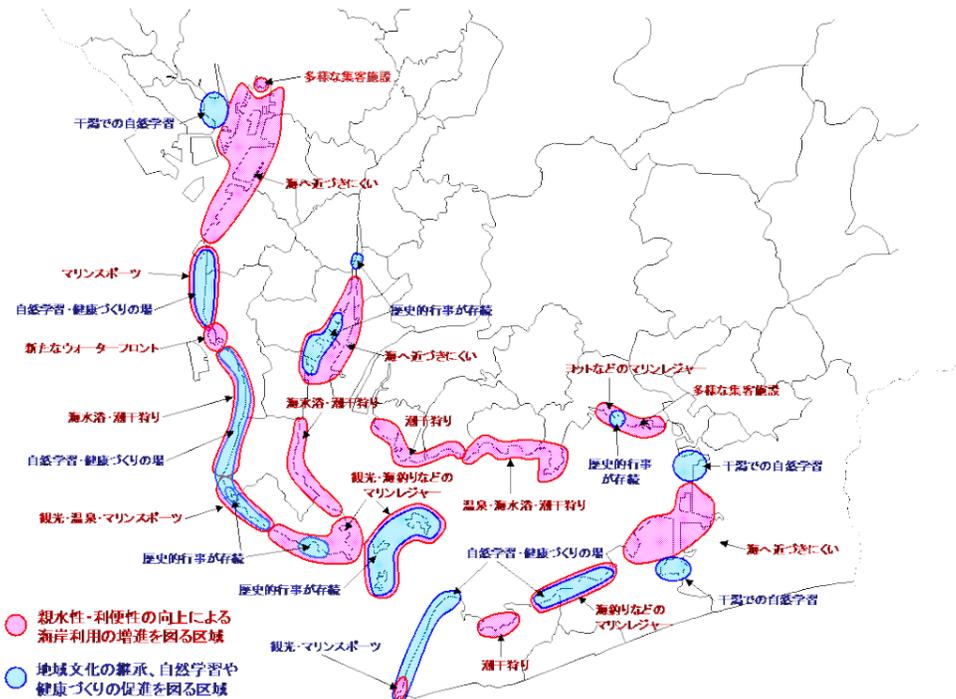
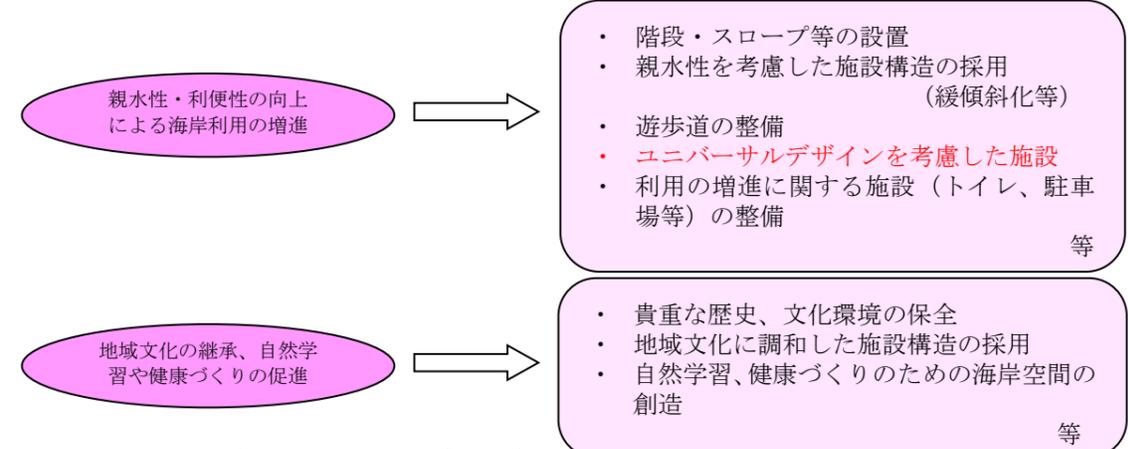
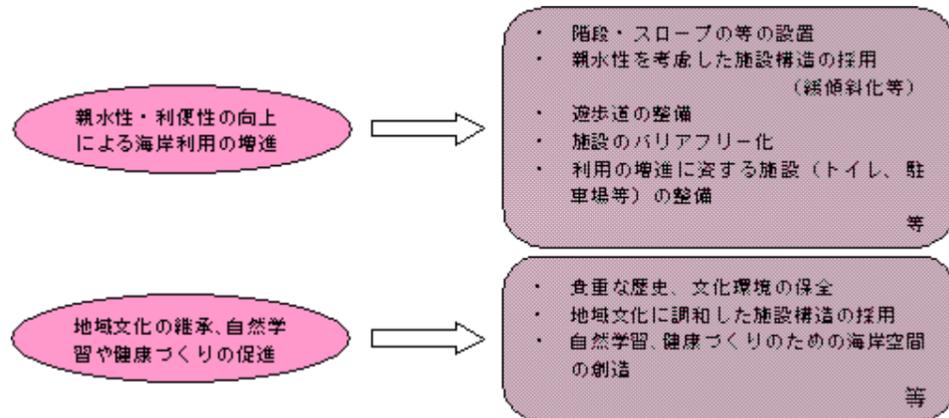
第1章「3-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項」において述べたように、海岸の適正な利用を図るべき地域は、海洋性レクリエーション、体験学習、憩い、健康増進の場、さらには地域文化の形成・継承の場等として利用すべき地域や港湾、漁業活動等の社会基盤として利用すべき地域である。

自然環境が残されている地域では、その自然の恵みを享受できる漁業やマリレジャー等が盛んに行われているが、近年において海洋性レクリエーション需要が増大するなど、海岸利用者の多様化、量的増大により様々なサービス施設が求められている。

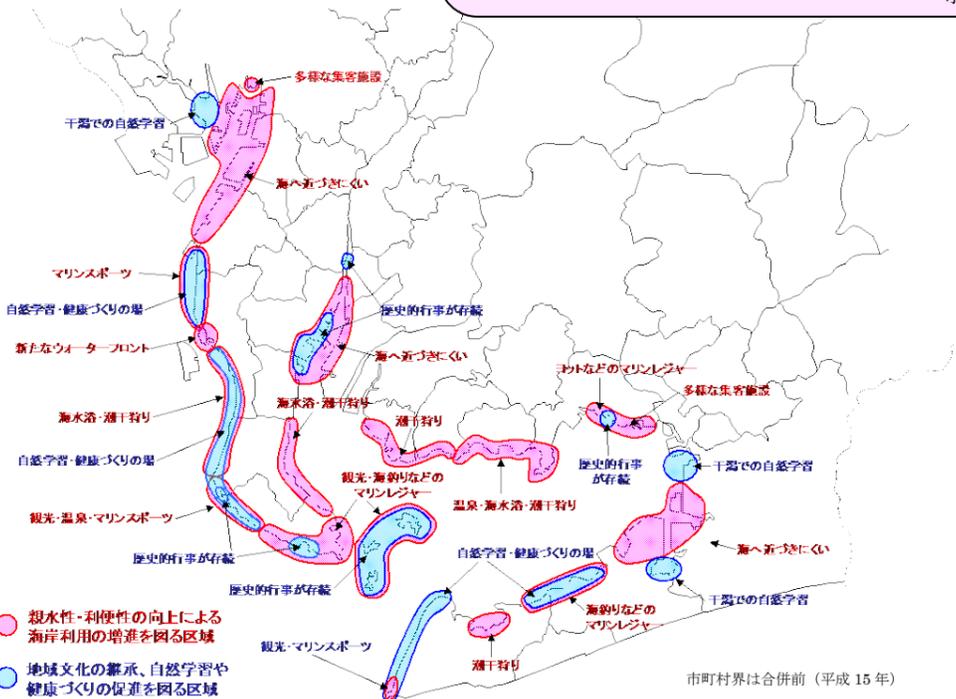
一方、港湾機能を中心とする多様な産業活動は人々の海への親近感を削いでいるため、水際線へのアクセシビリティを向上させ、賑わいのある都市的空間を創出することが求められている。

また、各地では古くから伝わる歴史的資産や行事などの地域特有の文化も存在している。

以上のことから、施設整備にあたって利用面からの配慮すべき事項は、港湾・漁業活動のほかに、一般的な利用として「親水性・利便性の向上による海岸利用の増進」、「地域文化の継承、自然学習や健康づくりの促進」とする。



親水性・利便性の向上による海岸利用の増進を図る区域  
地域文化の継承、自然学習や健康づくりの促進を図る区域



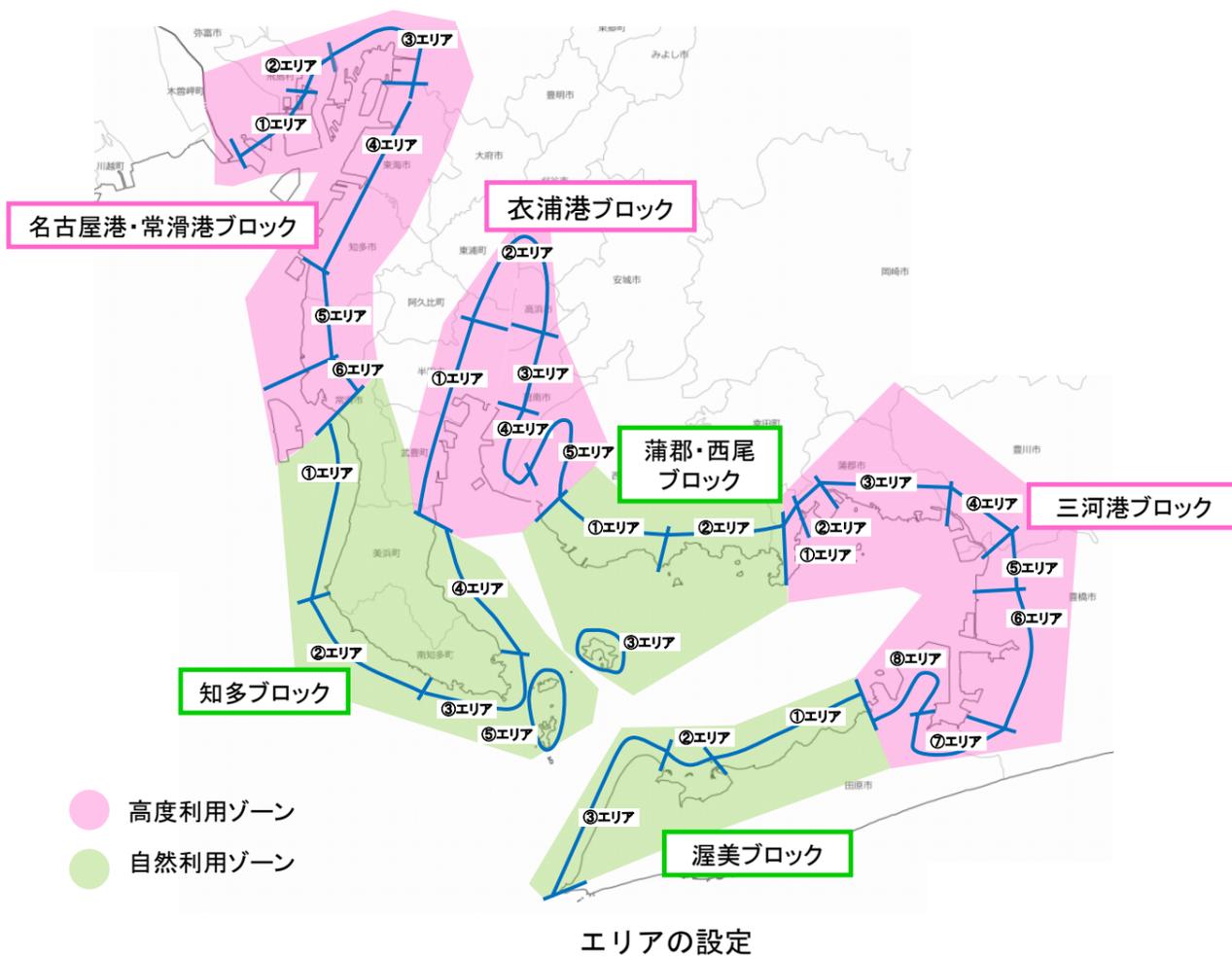
親水性・利便性の向上による海岸利用の増進を図る区域  
地域文化の継承、自然学習や健康づくりの促進を図る区域  
市町村界は合併前（平成15年）

## 2. 地域の特性に応じた整備方針

整備方針は、第1章で示した各ブロックの基本方向を念頭におき、沿岸の各地域の海岸において海岸保全施設を整備していくにあたり、防護・環境・利用への対策が地域の特性に応じ、全体としてバランスよく調和される必要があるため、各ブロック内で所管や行政単位で区分されている細かな地区海岸をグループにまとめ、広域的・計画的な観点や周辺との関連が保たれるよう定めるものである。

### 2-1 エリアの設定

エリアの設定は、ブロックの海岸を海岸整備形状等の防護面の海岸状況、地形や水・砂の動き等の環境面の海岸状況、レクリエーションや港湾・漁業活動等の利用面の海岸状況を分析し、特性の類似した地区を連続してグループ化し、これをエリアとする。

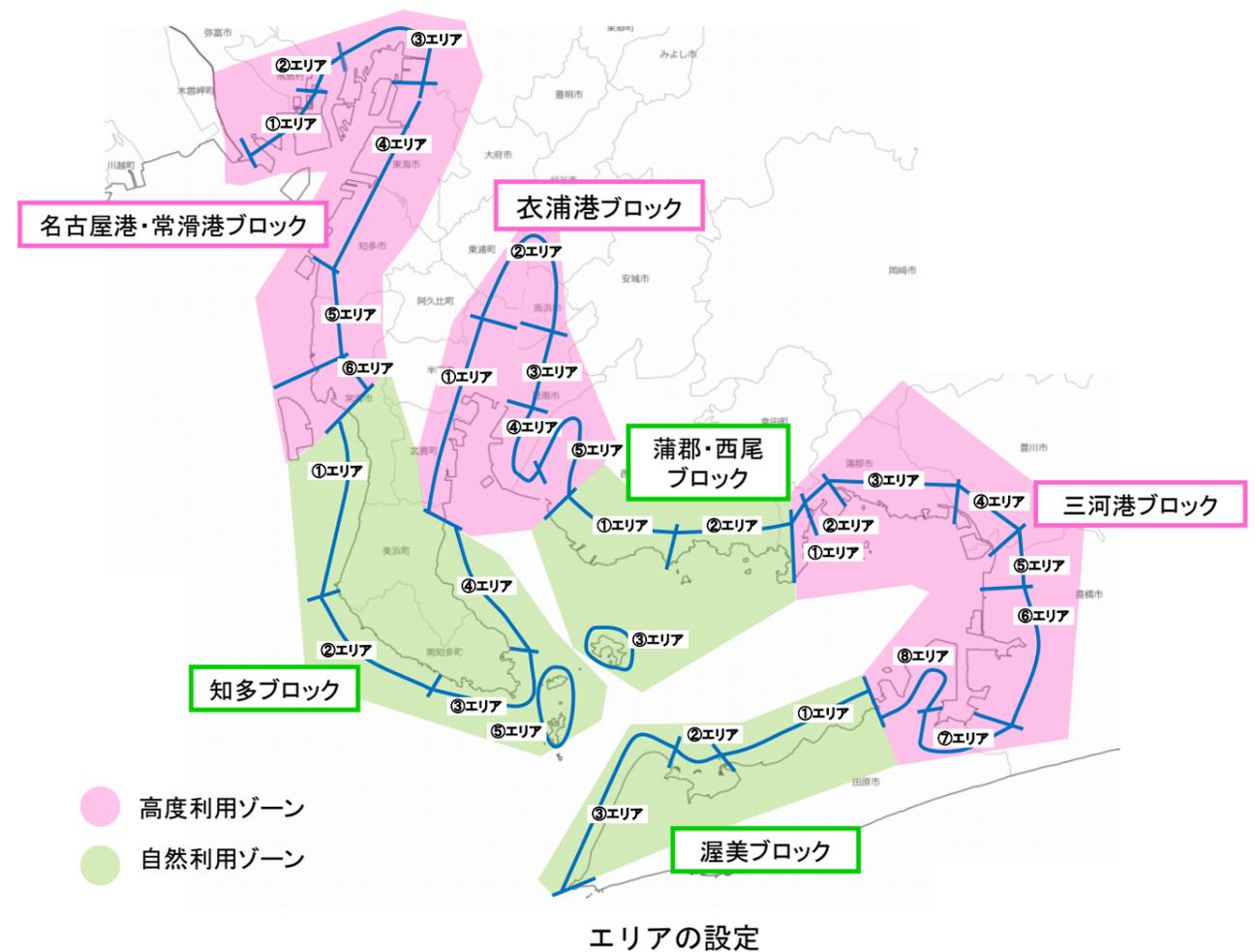


## 2. 地域の特性に応じた整備方針

整備方針は、第1章で示した各ブロックの基本方向を念頭におき、沿岸の各地域の海岸において海岸保全施設を整備していくにあたり、防護・環境・利用への対策が地域の特性に応じ、全体としてバランスよく調和される必要があるため、各ブロック内で所管や行政単位で区分されている細かな地区海岸をグループにまとめ、広域的・計画的な観点や周辺との関連が保たれるよう定めるものである。

### 2-1 エリアの設定

エリアの設定は、ブロックの海岸を海岸整備形状等の防護面の海岸状況、地形や水・砂の動き等の環境面の海岸状況、レクリエーションや港湾・漁業活動等の利用面の海岸状況を分析し、特性の類似した地区を連続してグループ化し、これをエリアとする。

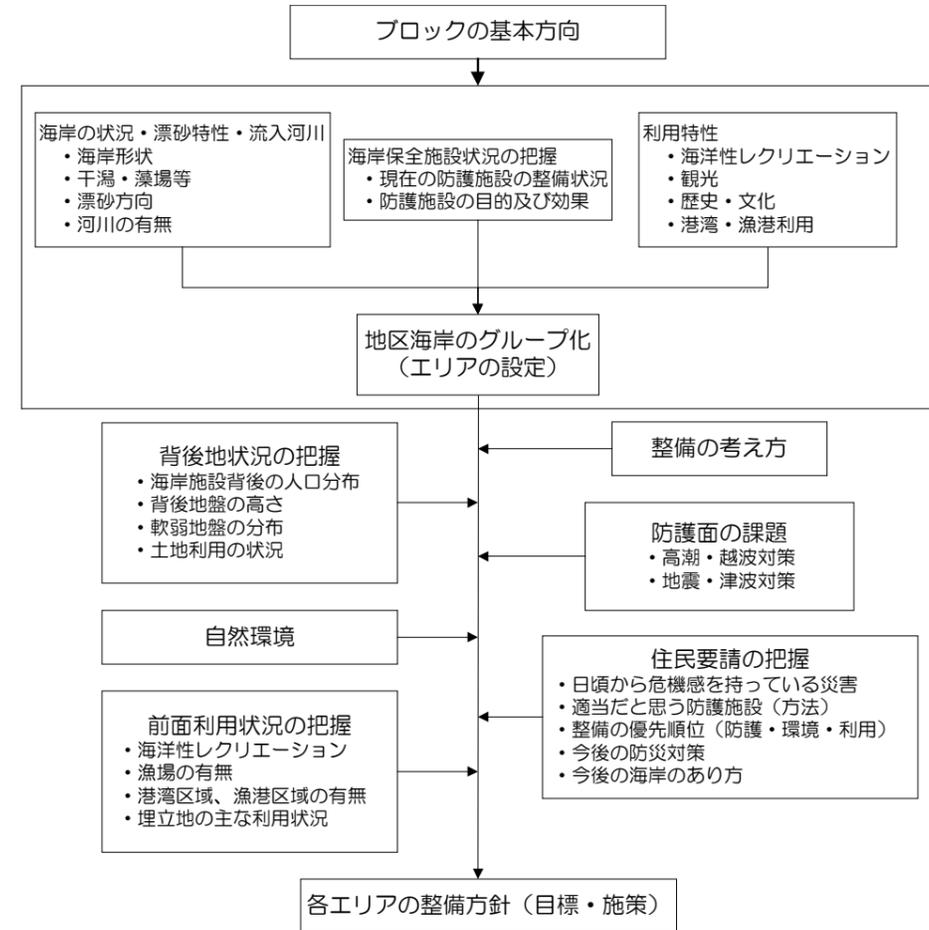
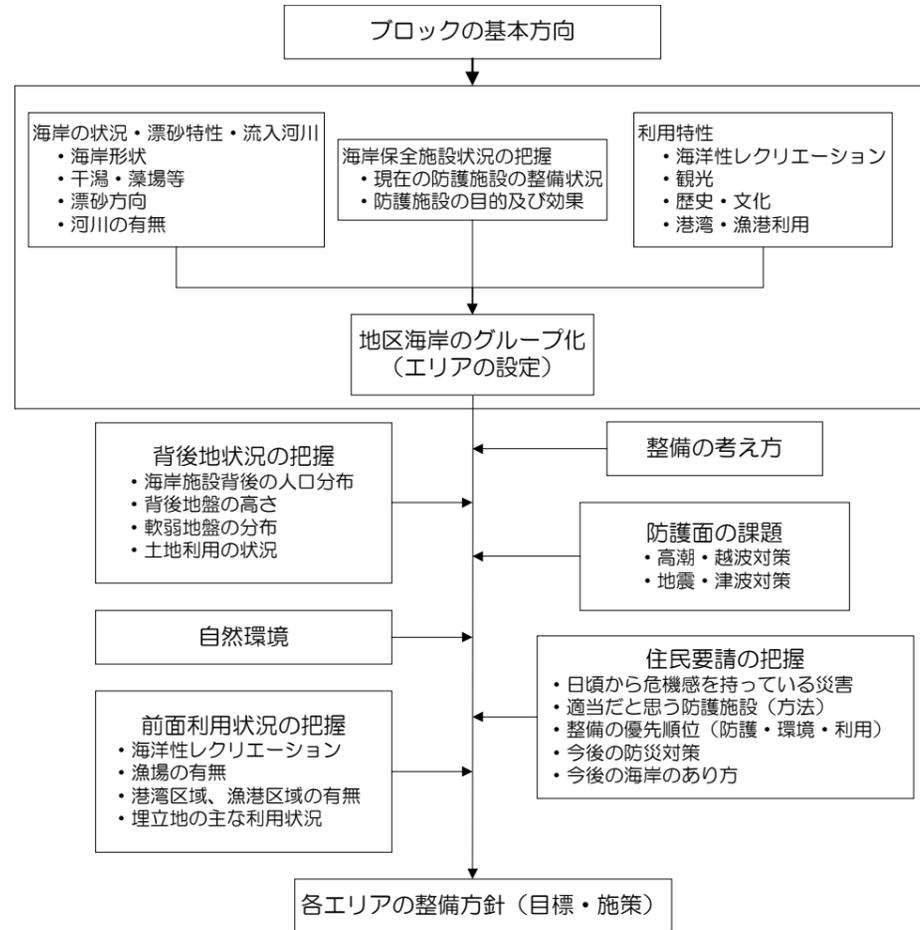


2-2 整備方針

2-2 整備方針

地区海岸毎に現況分析を行い、下図フローの手順により、エリア毎で整備方針を設定する。

地区海岸毎に現況分析を行い、下図フローの手順により、エリア毎で整備方針を設定する。



### 3. 施設整備計画（中期）

施設整備計画は、中期的なものとし、継続箇所及び概ね 27 年度より 10 年以内に着手又は着手検討する箇所について策定する。

但し、ここでは維持的な補修工事は除くものとする。

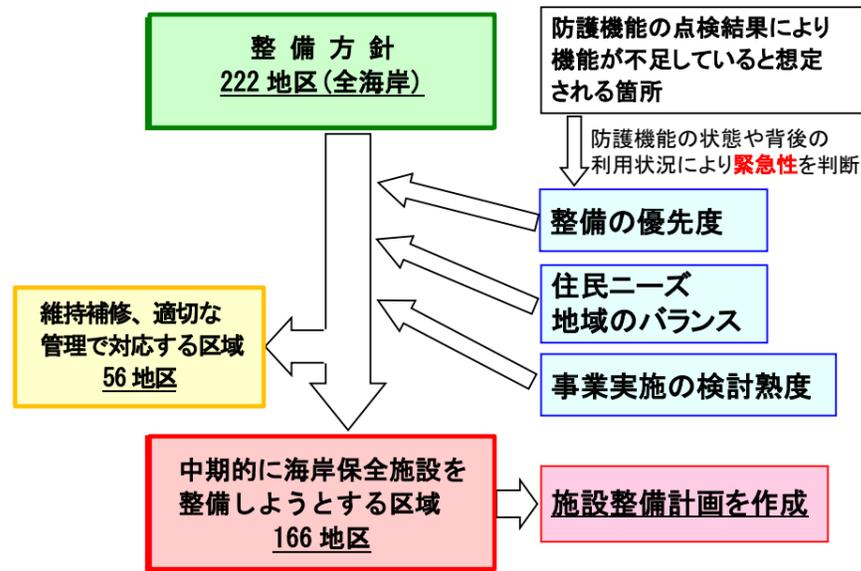
#### 3-1 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域については、整備の優先度や地域のバランス、事業実施の検討熟度を考慮して設定する。整備の優先度は、施設整備の基本は防護と考え、海岸施設の防護機能の状態や背後の利用状況等により緊急性を判断して決定する。

なお、愛知県においては、優先して整備する地震・津波対策として「第3次あいち地震対策アクションプラン」（平成 26 年 12 月公表）において位置付けた「浸水・津波から命を守る」対策をターゲットとして、背後地において甚大な被害が予測される区間の堤防、及び老朽化が進行、若しくは津波到達時間が短いと予測される水門等について必要な整備を優先して行うこととする。

また、高潮対策については、浸水被害が発生した区間や施設整備目標に対し防護機能が不足する区間、及び老朽化が進行している海岸保全施設に対し必要な対策を実施していく。

但し、実際の整備箇所は詳細な調査により決定するので、整備のための詳細検討の必要な箇所を「整備対象区域」として示す。



海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

### 3. 施設整備計画

施設整備計画は、継続箇所及び今後、気候変動に伴って外力が変化することにより 2100 年時点において施設の天端高が不足する箇所について策定する。

但し、ここでは維持的な補修工事は除くものとする。

#### 3-1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域については、整備の優先度や事業実施の検討熟度を考慮して設定する。整備の優先度は、施設整備の基本は防護と考え、海岸施設の防護機能の状態や背後の利用状況等により緊急性を判断して決定する。

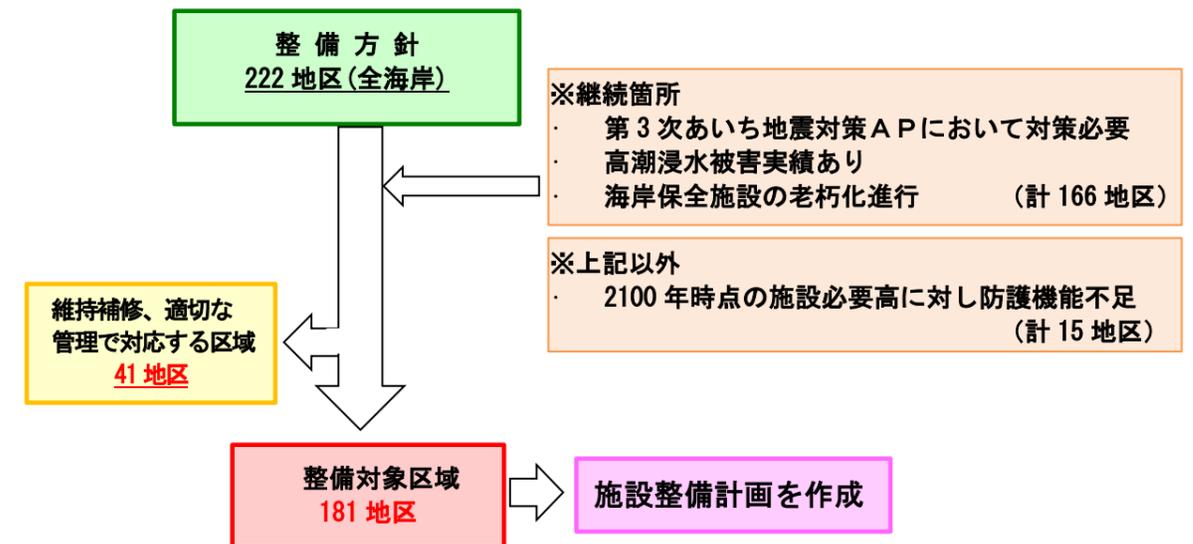
当沿岸の愛知県区間に設定されている 222 地区海岸のうち、優先して整備する地震・津波対策として「第3次あいち地震対策アクションプラン」（平成 26 年 12 月公表、令和 5 年 11 月改定）において位置付けた「浸水・津波から命を守る」対策をターゲットとして、背後地において甚大な被害が予測される区間の堤防及び老朽化が進行、若しくは津波到達時間が短いと予測される水門等について必要な整備を優先して行うこととする。

また、高潮対策については、浸水被害が発生した区間及び老朽化が進行している海岸保全施設に対し必要な対策を実施していく。これらに該当する区域は 166 地区海岸である。

上記に含まれない海岸のうち、気候変動を考慮した高潮や津波に対する 2100 年時点の施設必要高に対して防護機能が不足する海岸に対し、外力の時系列的変化や施設耐用年数、背後地の重要度や余裕高を考慮し段階的な対策を行うこととする。これに該当する区域は 15 地区海岸である。

結果、海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域は計 181 地区海岸となる。

上記に含まれない、41 地区については、維持補修等、適切な管理で対応していくものとする。



海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

### 3-2 海岸保全施設の種類・規模及び配置

海岸保全施設の種類・規模及び配置については、海岸保全施設を整備しようとする区域において、防護・環境・利用の整備の目標を踏まえて適切に設定するが、現時点では概略的なイメージとして示し、実施にあたっては、詳細な調査・検討を行い、その地域の特性を生かした海岸保全施設の種類・規模及び配置を決定する必要がある。

### 3-3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設による受益の地域については、高潮対策の整備目標である「台風期平均満潮時に伊勢湾台風が再来したと仮定した場合の想定高潮」に対する防護区域とする。

### 3-4 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

海岸保全施設については、良好な状態に保つよう維持・修繕し、海岸の防護に支障を及ぼさないよう努める。

具体的には、海岸保全施設の点検を効率的・効果的に実施するための情報整理を行い、防護機能に影響を及ぼす変状や施設の損傷・劣化をとらえるため、巡視（パトロール）や定期点検を行う。

点検にあたっては、地形等により劣化や被災による変状が起りやすい箇所に留意するとともに、特に、地震、津波、高潮等の発生後においては、異常時点検を行うものとする。

さらに、点検結果を踏まえ、海岸保全施設の防護機能の低下を把握するための健全度評価を実施し、施設の位置、背後地や利用者の安全等を勘案した、適切な点検・修繕等の維持管理に関する方針を検討する。

修繕等予防保全が必要と評価された海岸においては、点検、修繕等に関する計画を含む長寿命化計画を策定し、海岸保全施設の維持・修繕を計画的に実施する。

### 3-2 海岸保全施設の種類・規模及び配置

海岸保全施設の種類・規模及び配置については、海岸保全施設を整備しようとする区域において、防護・環境・利用の整備の目標を踏まえて適切に設定するが、現時点では概略的なイメージとして示し、実施にあたっては、詳細な調査・検討を行い、その地域の特性を生かした海岸保全施設の種類・規模及び配置を決定する必要がある。

また、気候変動による影響は、将来における施設整備の最終目標とする2100年に向けて長期的に変化するため、外力変化の時系列を考慮した施設整備目標の設定が必要となる。

### 3-3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設による受益の地域については、高潮対策の整備目標である「気候変動による海面上昇後の朔望平均満潮時に、気候変動による台風中心気圧低下を考慮した伊勢湾台風規模の台風が再来したと仮定した場合の想定高潮」に対する防護区域とする。

### 3-4 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

海岸保全施設については、良好な状態に保つよう維持・修繕し、海岸の防護に支障を及ぼさないよう努める。

具体的には、海岸保全施設の点検を効率的・効果的に実施するための情報整理を行い、防護機能に影響を及ぼす変状や施設の損傷・劣化をとらえるため、巡視（パトロール）や定期点検を行う。

点検にあたっては、地形等により劣化や被災による変状が起りやすい箇所に留意するとともに、特に、地震、津波、高潮等の発生後においては、異常時点検を行うものとする。

さらに、点検結果を踏まえ、海岸保全施設の防護機能の低下を把握するための健全度評価を実施し、施設の位置、背後地や利用者の安全等を勘案した、適切な点検・修繕等の維持管理に関する方針を検討する。

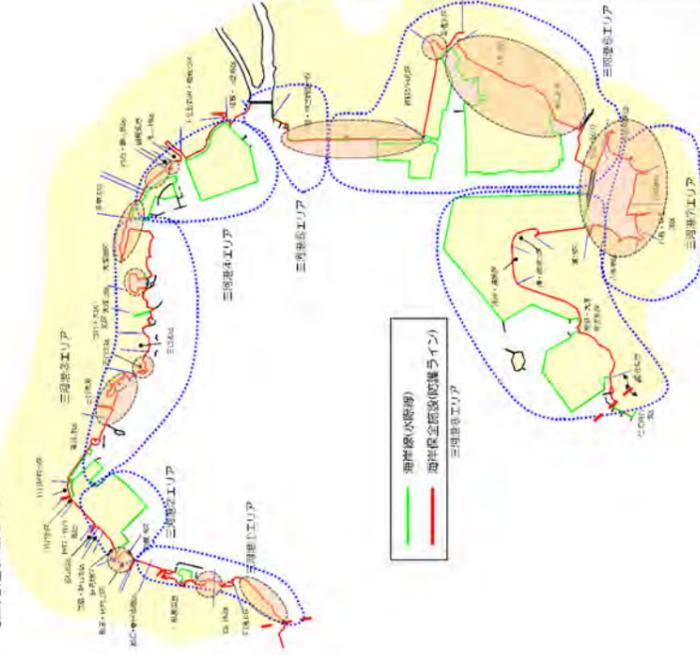
修繕等予防保全が必要と評価された海岸においては、点検、修繕等に関する計画を含む長寿命化計画を策定し、海岸保全施設の維持・修繕を計画的に実施する。

また、海岸保全施設の新設又は改良に関する記録だけでなく、点検又は修繕に関する記録の作成及び保全を適切に行う。





整備方針及び施設整備計画  
高度利用ゾーン  
〔三河港ブロック〕



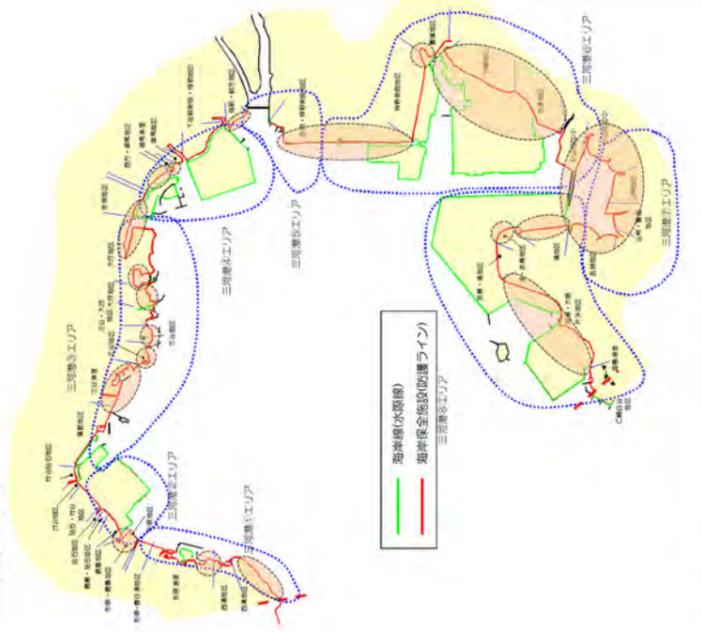
海岸保全施設の整備対象区域

■エリア別整備方針及び施設整備計画一覧表

エリア	地区名称		行政区分	防護	理由	計画	施設整備の経緯及び経緯	整備計画(注)	実施面積(㎡)	特記事項
	名称	地区名								
三河港1	三河港	三河港	三河市	<input type="checkbox"/> 干潟の保全 <input type="checkbox"/> 海岸保全施設の整備 <input type="checkbox"/> 水門等の対策	・干潟の保全 ・海岸保全施設の整備 ・水門等の対策	・海岸施設と類似した施設整備 ・パブリックスペースの確保 ・海岸施設の高度化等向上	施設 2,400㎡ 水門等 1基	3.8~4.6	170	住居等
三河港2	三河港	三河港	三河市	<input type="checkbox"/> 干潟の保全 <input type="checkbox"/> 海岸保全施設の整備 <input type="checkbox"/> 水門等の対策	・干潟の保全 ・海岸保全施設の整備 ・水門等の対策	・海岸施設と類似した施設整備	施設 1,200㎡ 水門等 2基	5.6	160	住居等 商業等
三河港3	三河港	三河港	三河市	<input type="checkbox"/> 干潟の保全 <input type="checkbox"/> 海岸保全施設の整備 <input type="checkbox"/> 水門等の対策	・干潟の保全 ・海岸保全施設の整備 ・水門等の対策	・海岸施設と類似した施設整備 ・パブリックスペースの確保 ・海岸施設の高度化等向上	施設 3,300㎡ 水門等 1基	3.7~4.6	220	住居等 商業等
三河港4	三河港	三河港	三河市	<input type="checkbox"/> 干潟の保全 <input type="checkbox"/> 海岸保全施設の整備 <input type="checkbox"/> 水門等の対策	・干潟の保全 ・海岸保全施設の整備 ・水門等の対策	・海岸施設と類似した施設整備	施設 2,300㎡	5.8	1100	住居等
三河港5	三河港	三河港	三河市	<input type="checkbox"/> 干潟の保全 <input type="checkbox"/> 海岸保全施設の整備 <input type="checkbox"/> 水門等の対策	・干潟の保全 ・海岸保全施設の整備 ・水門等の対策	・海岸施設と類似した施設整備	施設 4,100㎡ 水門等 2基	5.1~5.5	1,200	住居等 商業等
三河港6	三河港	三河港	三河市	<input type="checkbox"/> 干潟の保全 <input type="checkbox"/> 海岸保全施設の整備 <input type="checkbox"/> 水門等の対策	・干潟の保全 ・海岸保全施設の整備 ・水門等の対策	・海岸施設と類似した施設整備	施設 1,800㎡ 水門等 1基	4.2~6.0	1,800	住居等 商業等
三河港中心	三河港	三河港	三河市	<input type="checkbox"/> 干潟の保全 <input type="checkbox"/> 海岸保全施設の整備 <input type="checkbox"/> 水門等の対策	・干潟の保全 ・海岸保全施設の整備 ・水門等の対策	・海岸施設と類似した施設整備	施設 13,300㎡ 水門等 5基	4.3	3,300	住居等 商業等

※代表面積は、伊勢湾側が陸域面積を優先的に示す。

整備方針及び施設整備計画  
高度利用ゾーン  
〔三河港ブロック〕



海岸保全施設の整備対象区域

■エリア別整備方針及び施設整備計画一覧表

エリア	地区名称		行政区分	防護	理由	計画	施設整備の経緯及び経緯	整備計画(注)	実施面積(㎡)	特記事項
	名称	地区名								
三河港1	三河港	三河港	三河市	<input type="checkbox"/> 干潟の保全 <input type="checkbox"/> 海岸保全施設の整備 <input type="checkbox"/> 水門等の対策	・干潟の保全 ・海岸保全施設の整備 ・水門等の対策	・海岸施設と類似した施設整備 ・パブリックスペースの確保 ・海岸施設の高度化等向上	施設 2,400㎡ 水門等 1基	3.8~4.6	170	住居等
三河港2	三河港	三河港	三河市	<input type="checkbox"/> 干潟の保全 <input type="checkbox"/> 海岸保全施設の整備 <input type="checkbox"/> 水門等の対策	・干潟の保全 ・海岸保全施設の整備 ・水門等の対策	・海岸施設と類似した施設整備	施設 1,200㎡ 水門等 2基	5.6	160	住居等 商業等
三河港3	三河港	三河港	三河市	<input type="checkbox"/> 干潟の保全 <input type="checkbox"/> 海岸保全施設の整備 <input type="checkbox"/> 水門等の対策	・干潟の保全 ・海岸保全施設の整備 ・水門等の対策	・海岸施設と類似した施設整備 ・パブリックスペースの確保 ・海岸施設の高度化等向上	施設 3,300㎡ 水門等 1基	3.7~4.6	220	住居等 商業等
三河港4	三河港	三河港	三河市	<input type="checkbox"/> 干潟の保全 <input type="checkbox"/> 海岸保全施設の整備 <input type="checkbox"/> 水門等の対策	・干潟の保全 ・海岸保全施設の整備 ・水門等の対策	・海岸施設と類似した施設整備	施設 2,300㎡	5.8	1,100	住居等
三河港5	三河港	三河港	三河市	<input type="checkbox"/> 干潟の保全 <input type="checkbox"/> 海岸保全施設の整備 <input type="checkbox"/> 水門等の対策	・干潟の保全 ・海岸保全施設の整備 ・水門等の対策	・海岸施設と類似した施設整備	施設 4,100㎡ 水門等 2基	5.1~5.5	1,200	住居等 商業等
三河港6	三河港	三河港	三河市	<input type="checkbox"/> 干潟の保全 <input type="checkbox"/> 海岸保全施設の整備 <input type="checkbox"/> 水門等の対策	・干潟の保全 ・海岸保全施設の整備 ・水門等の対策	・海岸施設と類似した施設整備	施設 1,800㎡ 水門等 1基	4.2~6.0	1,800	住居等 商業等
三河港中心	三河港	三河港	三河市	<input type="checkbox"/> 干潟の保全 <input type="checkbox"/> 海岸保全施設の整備 <input type="checkbox"/> 水門等の対策	・干潟の保全 ・海岸保全施設の整備 ・水門等の対策	・海岸施設と類似した施設整備	施設 13,300㎡ 水門等 5基	4.3	3,300	住居等 商業等

整備方針及び施設整備計画

自然利用ゾーン  
[知多ブロック]

Table with 10 columns: エリア, 地域区分, 行政区, 整備方針(施設整備)における重要事項, 用途, 利用, 施設整備計画(防波堤・護岸), 受給面積(㎡), 備考. Rows include 知多1区, 知多2区, 知多3区, 知多4区, 知多5区.

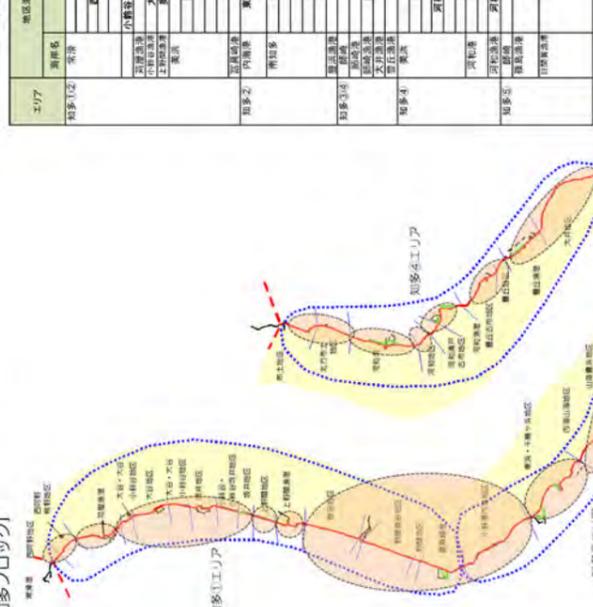
■エリア別整備方針及び施設整備計画一覧表



海岸保全施設の整備対象区域

整備方針及び施設整備計画

自然利用ゾーン  
[知多ブロック]

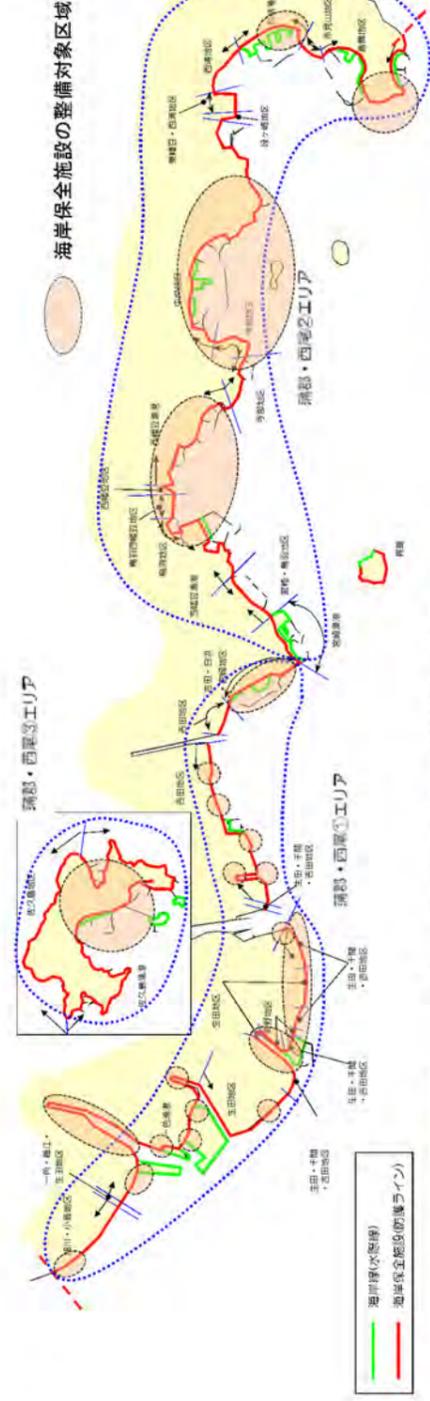


■エリア別整備方針及び施設整備計画一覧表

Table with 10 columns: エリア, 地域区分, 行政区, 整備方針(施設整備)における重要事項, 用途, 利用, 施設整備計画(防波堤・護岸), 受給面積(㎡), 備考. Rows include 知多1区, 知多2区, 知多3区, 知多4区, 知多5区.

海岸保全施設の整備対象区域

整備方針及び施設整備計画  
自然利用ゾーン  
〔蒲郡・西尾ブロック〕

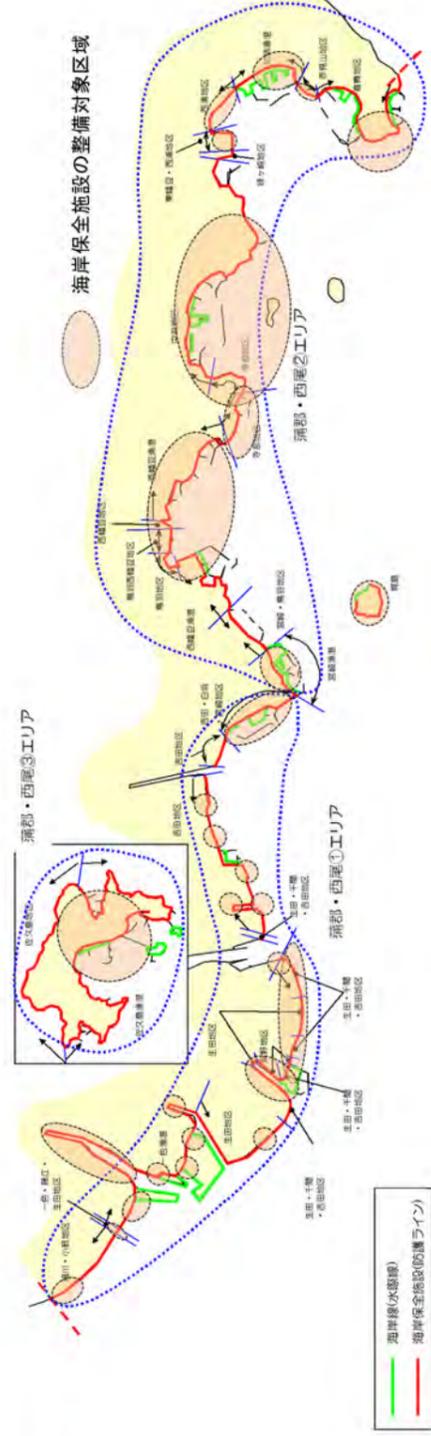


■エリア別整備方針及び施設整備計画一覧表

エリア	地区名称	行政区分	防波	目的	利用	施設整備計画 (LP-0)	延床面積 (㎡)	併存体積
蒲郡・西尾①エリア	一色漁港	蒲郡市	一色漁港等の防波対策 ・老朽化対策(海岸防波等の取上) ・水門等の対策	・干潟の保全 ・生物多様性の向上 ・水門等の対策	・漁業の持続的利用の促進	堤防 14,500㎡ 水門等 21基	5.3	住宅地 農地
	吉良	蒲郡市	吉良の防波対策	・干潟の保全 ・生物多様性の向上 ・水門等の対策	・漁業の持続的利用の促進	堤防 8,500㎡ 水門等 10基	4.0~5.3	
	伊勢湾	蒲郡市	伊勢湾の防波対策	・干潟の保全 ・生物多様性の向上 ・水門等の対策	・漁業の持続的利用の促進	堤防 1,600㎡ 水門等 5基	2.6~5.3	
蒲郡・西尾②エリア	一色漁港	蒲郡市	一色漁港等の防波対策 ・老朽化対策(海岸防波等の取上) ・水門等の対策	・干潟の保全 ・生物多様性の向上 ・水門等の対策	・漁業の持続的利用の促進	堤防 14,500㎡ 水門等 21基	5.3	住宅地 農地
	吉良	蒲郡市	吉良の防波対策	・干潟の保全 ・生物多様性の向上 ・水門等の対策	・漁業の持続的利用の促進	堤防 8,500㎡ 水門等 10基	4.0~5.3	
	伊勢湾	蒲郡市	伊勢湾の防波対策	・干潟の保全 ・生物多様性の向上 ・水門等の対策	・漁業の持続的利用の促進	堤防 1,600㎡ 水門等 5基	2.6~5.3	

※代表施設等は、伊勢湾環境保全施設を示す。防波壁がない場合は、堤防防波壁を記載

整備方針及び施設整備計画  
自然利用ゾーン  
〔蒲郡・西尾ブロック〕



■エリア別整備方針及び施設整備計画一覧表

エリア	地区名称	行政区分	防波	目的	利用	施設整備計画 (LP-0)	延床面積 (㎡)	併存体積
蒲郡・西尾①エリア	一色漁港	蒲郡市	一色漁港等の防波対策 ・老朽化対策(海岸防波等の取上) ・水門等の対策	・干潟の保全 ・生物多様性の向上 ・水門等の対策	・漁業の持続的利用の促進	堤防 14,500㎡ 水門等 21基	5.3	住宅地 農地
	吉良	蒲郡市	吉良の防波対策	・干潟の保全 ・生物多様性の向上 ・水門等の対策	・漁業の持続的利用の促進	堤防 8,500㎡ 水門等 10基	4.0~5.3	
	伊勢湾	蒲郡市	伊勢湾の防波対策	・干潟の保全 ・生物多様性の向上 ・水門等の対策	・漁業の持続的利用の促進	堤防 1,600㎡ 水門等 5基	2.6~5.3	
蒲郡・西尾②エリア	一色漁港	蒲郡市	一色漁港等の防波対策 ・老朽化対策(海岸防波等の取上) ・水門等の対策	・干潟の保全 ・生物多様性の向上 ・水門等の対策	・漁業の持続的利用の促進	堤防 14,500㎡ 水門等 21基	5.3	住宅地 農地
	吉良	蒲郡市	吉良の防波対策	・干潟の保全 ・生物多様性の向上 ・水門等の対策	・漁業の持続的利用の促進	堤防 8,500㎡ 水門等 10基	4.0~5.3	
	伊勢湾	蒲郡市	伊勢湾の防波対策	・干潟の保全 ・生物多様性の向上 ・水門等の対策	・漁業の持続的利用の促進	堤防 1,600㎡ 水門等 5基	2.6~5.3	

